

平成30年2月15日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「豪ドル毎月分配型ファンド」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「豪ドル毎月分配型ファンド」につきまして、下記のとおり約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

豪ドル毎月分配型ファンド

2. 約款変更日

平成30年2月15日

3. 変更理由

決算頻度の異なる新設ファンドと債券等の運用の指図に関する権限の委託先への報酬（再委託報酬）支弁時期について平仄を揃えるための変更を行うもの。また同新設ファンドと運用の指図に関する権限の委託先を同じとすることから、再委託報酬については当該ファンドと新設ファンドの純資産総額の合計額に対して段階料率を適用することとし、そのための記載整備（料率記載の変更）を行うもの。なお当該変更は受益者の費用負担に影響を及ぼすものではありません。

4. 変更内容（約款変更新旧対照表）

運用の指図に関する権限の委託者への報酬支弁時期および料率記載の変更

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(運用の指図に関する権限の委託)</p> <p>第23条（略）</p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第47条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、<u>原則として、毎年5月および11月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の25以内の率を乗じて得た金額とします。</u></p> <p>③（略）</p>	<p>(運用の指図に関する権限の委託)</p> <p>第23条（略）</p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第47条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、<u>毎計算期末から15営業日以内ならびに信託終了のときに支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じ、次に定める率を、信託財産の純資産総額に乗じて得た金額とします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>信託財産の純資産総額</u></p> <p style="text-align: center;"><u>350億円未満の部分 年10,000分の25</u></p> <p style="text-align: center;"><u>350億円以上700億円未満の部分 年10,000分の20</u></p> <p style="text-align: center;"><u>700億円以上の部分 年10,000分の15</u></p> <p>③（略）</p>

以上

- 本お知らせに関するお問い合わせ
三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】
- 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。